

## 会計年度任用職員制度施行に向けた準備状況について

会計年度任用職員制度については、地方自治体における臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、本市においては、平成31年2月市議会定例会にて、この制度に必要な条例の改正を行っています。

今回、改めてこの制度の概要と施行に向けた本市の準備状況について報告するものです。

### 1 会計年度任用職員制度の概要

全国の地方自治体においては、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている状況です。そのような中、社会全体で、働き方改革が進められており、地方自治体における臨時・非常勤職員についても、期末手当を支給すること等、常勤職員との均衡を図るための処遇改善を行い、適正な任用・勤務条件を確保する必要があることから、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されます。

#### (1) 地方公務員法の改正点

##### ア 特別職の任用の厳格化

「特別職」の範囲が「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されました。

##### イ 臨時的任用の厳格化

「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であることから、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されました。

##### ウ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化されました。

#### (2) 地方自治法の改正点

##### ア 期末手当等の支給

会計年度任用職員について、国の非常勤職員に準じ期末手当等の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されました。

### 2 会計年度任用職員の職の整理

会計年度任用職員の職については、これまでの、特別職非常勤職員や臨時的任用職員等約239種類の職から、職務内容や勤務条件により、109の職に整理

しました。

令和2年度の会計年度任用職員の任用数については、市民病院を除く市長部局及び行政委員会で約1,450人、市民病院で約350人を予定しています。

なお、藤沢市嘱託に関する規則に定める常勤の嘱託職員については、廃止となります。

### 3 会計年度任用職員の報酬等について

会計年度任用職員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例で定めた報酬表に基づき支給することとなりますが、その額の決定は、各職における職務の困難度により初任給基準を定め、本市の非常勤職員等の勤務経験を加味して決定します。

現在、令和2年度の当初予算編成作業を進めているところですが、期末手当を支給すること等、常勤職員との均衡を図るための処遇改善を行うことにより、これまでの非常勤職員報酬と臨時職員等賃金に係る支出額の合計約30億円が、約6億5千万円程度増加する見込みです。

また、会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として、服務や懲戒の対象となり、報酬以外の勤務条件についても常勤職員との均衡を考慮して適切に対応する必要があります。このことから、防災用被服の購入費や研修、安全衛生、福利厚生等の関係費用について、約6千万円の支出増を見込んでいます。

なお、会計年度任用職員の報酬は、地方財政上、給与費として扱うこととされたことから、予算及び決算において、人件費に位置付けて計上するものとなります。

### 4 会計年度任用職員の職員定数

会計年度任用職員は、非常勤の職に位置付けられることから、藤沢市職員定数条例に定める職員定数の対象外となります。

一方、廃止となる常勤の嘱託職員のうち、一部の職については、藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める任期付職員等へ移行することから、職員定数の対象となります。

また、市民病院における医師等の専門職については、今回の制度改正により、任用形態の見直しを行う必要があることから、一定数の職員定数の増加を予定しています。

### 5 会計年度任用職員への移行に向けた人員確保の状況

#### (1) これまでの対応

令和2年度の制度施行に向けて、全庁で約1,800人の会計年度任用職員

を任用する必要があります。年度当初の人員確保に向けて、一部の職を除いた、一定の条件に該当する特別職非常勤職員や臨時的任用職員（現在、これらの職員として任用されている者で、会計年度任用職員を希望する者）について、8月から選考試験を実施し、10月末に可否の通知を行いました。

## （2）今後の対応

選考試験の合格者では不足する37の職、約200人について、公募の試験を実施します。11月8日から27日までの期間で募集を行っており、12月15日に1次試験、令和2年1月に2次試験を予定しています。

各職の必要人数に対して不足することが無いよう、人員確保の取組を進めてまいります。

## 6 今後の取組

新たな会計年度任用職員への報酬の支払いや人事、労務管理等については、原則として職員課及び病院総務課で行っていきます。適切な事務処理を行うため、令和2年度当初から稼働できるよう、現在、人事給与や庶務に関わるシステムの構築を進めています。

また、システムの構築と並行して、報酬の支払いや労務管理に係る運用面等の整理については、これまで任用を行ってきた各課等とも連携して、進めてまいります。

（事務担当 総務部 職員課）

# 「職」の整理

